

箕面市立多世代交流センターの指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひじり福祉会（以下「乙」という。）は、箕面市立多世代交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立多世代交流センター条例（平成23年箕面市条例第19号。以下「条例」という。）及び箕面市立多世代交流センター条例施行規則（平成25年箕面市規則第44号）に定めるもののほか、センターの管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（管理運営する施設）

第1条 乙が管理運営する施設の名称、位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立多世代交流センター
- (2) 位置 箕面市稲六丁目14番34号

（業務の範囲等）

第2条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する高齢者福祉機能「松寿荘」事業の実施に関する業務
- (2) 条例第2条第2号に規定する子育て支援機能「おひさま」事業の実施に関する業務
- (3) 前2項に定めるもののほか多世代交流に資する事業
- (4) 条例第4条第2項第2号に規定するセンターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) 条例第4条第2項第3号に規定する敷地内の他施設との連携及び調整に関する業務
- (6) その他甲が定める業務

- 2 前項に規定する業務（以下「業務」という。）は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。
- 3 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上仕様書の一部を改正することができる。
- 4 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（自主事業）

第3条 乙は、業務の実施を妨げない範囲において、条例の趣旨を踏まえた事業内容で自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業において料金を得ることができる。
 - 3 自主事業の実施に際しては、乙は、あらかじめ甲に事業計画を提出し、甲に承認されたものについてのみ実施することができる。
- 乙は、自主事業を実施したときは、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。

（施設、附属設備等の維持管理）

第4条 乙は、第2条第1項第4号に規定するセンターの施設、附属設備等の維持管理に関し、関係法令その他通達等を遵守し、適正な管理を行わなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する維持管理に当たっては、必要に応じて甲と協議するものとする。

(リスクの分担)

第5条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。）の分担については、この協定書に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」のとおりとする。
2 前項に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(指定期間等)

第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和15(2023年)3月31日までとする。
2 業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理者の責務)

第7条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、条例その他の関係法令等に定めるところに従い、センターを適正かつ円滑に管理運営しなければならない。
2 乙は、業務を行うに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守しなければならない。

(変更の届出等)

第8条 乙は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、条例第6条の規定により甲に届け出なければならない。
(1) 法人の名称及び所在地
(2) 法人の定款
(3) 法人の役員
(4) 法人の登記事項証明書

(指定管理料)

第9条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が仕様書の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期間	指定管理料
令和 5年4月1日～令和 6年3月31日	54,400,000円
令和 6年4月1日～令和 7年3月31日	54,400,000円
令和 7年4月1日～令和 8年3月31日	54,400,000円
令和 8年4月1日～令和 9年3月31日	54,400,000円
令和 9年4月1日～令和10年3月31日	54,400,000円
令和10年4月1日～令和11年3月31日	54,400,000円
令和11年4月1日～令和12年3月31日	54,400,000円
令和12年4月1日～令和13年3月31日	54,400,000円
令和13年4月1日～令和14年3月31日	54,400,000円
令和14年4月1日～令和15年3月31日	54,400,000円

2 甲は、第29条第2項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第18条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が仕様書の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

3 甲は、セ
営経費）を上
4 前2項に
協議により

(指定管理
第10条 甲
2 指定管理
る場合、年

(緊急時の
第11条 乙
直ちに必要
2 乙は、緊
務の従事者
3 乙は、市
域防災計画
ればならな
4 大規模な
1号)第5
により、管

(苦情、要
第12条 乙
に対応しな
るときは、

(施設、設
第13条 乙
しなければ
2 日常の管
微な修繕及
3 施設の大
外の修繕に
4 その他修
5 乙は、故
必要に応じ
復しなけれ

(甲による
第14条 甲
とする。

2 乙は、甲
速やかにそ

3 甲は、センターの浴場施設の休止日数に応じ、指定管理料を年間8,850千円（浴場運営経費）を上限に減額することができる。

4 前2項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払）

第10条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、毎年4月に支払うものとする。

2 指定管理料は、前条第2項及び第3項の規定により減額する場合その他減額する理由がある場合、年度末において精算するものとする。

（緊急時の対応）

第11条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言がなされたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（苦情、要望等の対応）

第12条 乙は、センターの利用者等から苦情、要望等の申出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。この場合において、苦情、要望等の内容が甲に関するものであるときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

（施設、設備等の改修等）

第13条 乙は、センターの施設、設備等に改修等の必要が生じた場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

2 日常の管理業務で発生する1件あたり10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の軽微な修繕及び工事については、乙の負担において行うものとする。

3 施設の大規模改修（工事、原型を変えずる修繕及び模様替え）は、原則、甲が行い、これ以外の修繕については、原則、乙が行うものとする。

4 その他修繕に関して定めのない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

5 乙は、故意又は過失によりセンターを破損し、又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するよう原状回復しなければならない。

（甲による備品の貸与）

第14条 甲は、別途作成する「貸与備品台帳」に記載する備品を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品を適切に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品の帰属)

第15条 前条第1項の規定の備品は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は業務外で貸与してはならない。

(乙による備品の購入)

第16条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙が購入した備品は、乙に帰属するものとし、第14条第1項の「貸与備品台帳」とは別にこれを管理するものとする。

(事業計画書等の提出)

第17条 乙は、毎年度甲が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業計画書等」という。)を甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 収支計画
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画(改修計画)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の事業計画書等が提出されたときは、その内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(事業報告書の提出)

第18条 乙は、毎年度終了後、法第244条の2第7項の規定に基づき、センターの管理運営業務に関し、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月25日までに、甲に提出しなければならない。

2 乙は、管理運営業務に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、領収書その他収支の事情を明らかにする証拠書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を当該会計年度終了後10年間保管しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第19条 甲は、前条の規定により乙が提出した事業報告書により乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地について調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてそれに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第20条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が仕様書の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第24条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、
(個人)
第21条
報保護
2 指定
漏らし
3 乙及
守する
ものと

(情報)
第22条
極的に
2 乙は
管理し
3 セン
示の請
公開条
らない
4 乙は
文書を

(公益)
第23条
面市訓
要綱第
2 乙の
規定す
3 前項
該調査

(評価)
第24条
事項の
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
2 乙は
れたと

(指定)
第25条

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(個人情報の取扱い)

第21条 乙は、条例第15条の規定を遵守するとともに、別紙「指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。

3 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(情報の公開、文書の管理等)

第22条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえて、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 センターの管理運営に関する文書のうち乙が甲に提出したものは、甲の行政文書として開示の請求の対象となる。この場合において、甲が保有していない文書について、箕面市情報公開条例第24条に基づき甲が当該文書の提供を求めたときは、乙はこれに応じなければならない。

4 乙は、指定期間の終了に際しては、甲の指示に従い、甲又は甲が指定する者に対し、保管文書を引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(公益通報)

第23条 乙の役員及び乙の従事者は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号。以下「公益通報要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、公益通報要綱第4条に定める通報窓口にて公益通報することができる。

2 乙の役員及び乙の従事者は、正当な理由がある場合を除き、甲又は公益通報要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 前項の公益通報に関する調査に協力した乙の役員及び乙の従事者は、公益通報に関する当該調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(評価の実施)

第24条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

(1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

(2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会への出席

(3) 評価の実施に必要な資料の作成

(4) 評価の実施時における説明

(5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第25条 甲は、乙が条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合、又は第20

条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 甲は、前項の規定による指定の取消し等により乙に生じた損害については、一切その責めを負わない。ただし、不可抗力等乙の責めに帰することができない事由により業務を適正に行うことができなくなった場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定の取消し等が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第26条 乙は、指定管理期間において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第27条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、甲及び乙がやむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定による指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲乙協議により決定するものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第28条 第25条から第27条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、甲は、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

(損害賠償等)

第29条 乙は、センターの管理運営に伴い第三者に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するため、損害保険に加入しなければならない。

- 2 乙は、センターの管理運営に伴い利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに、甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。
- 3 前項の場合において、利用者又は第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(権利、義務の譲渡の制限)

第30条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(次期指定管理者への引継ぎ等)

第31条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、業務の実施に伴っ

- り消し、
その責め
を適正に
生じた損
は、管理
償しなけ
において、
- て収集した情報や作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含め、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、無償で事務を引き継がなければならない。
- 2 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。
- 3 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品の扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 乙は、第14条に定める備品については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第16条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。
- 4 乙は、乙の指定期間満了後の利用に係る利用料金を收受したときは、当該利用料金相当額を次期指定管理者に支払わなければならない。

- 消しを行
は、甲乙協
があった
- (暴力団の利益となる利用についての排除)
- 第32条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になると認められるときは、センターの利用を許可してはならない。
- 2 乙は、暴力団の利益になると認められるときは、センターの利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させるものとする。
- 3 乙は、必要があると認めるときは、前2項に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 頁を担保す
速やかに、
償のうち、
する。
この費用負
担となった
- (協定の変更)
- 第33条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

- 賞したとき
できる。
- (疑義の解釈)
- 第34条 この協定に定めのない事項が生じたとき、この協定の条項について疑義が生じたとき又は協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

- 賞したとき
できる。
- (裁判管轄)
- 第35条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

- 継承させ、
でない。
- (協定の効力)
- 第36条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て、効力を生ずるものとする。議決を得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでに甲及び乙が要した費用は各人の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

- 消され、若
実施に伴っ
- この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年(2022年)10月31日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上島 一彦

乙 箕面市稲六丁目11番20号
社会福祉法人ひじり福社会

理事長 安達

1 乙は、
ない。た

2 乙は、
下請負人
ならない

3 乙及び
ならず、
三者に提

4 乙及び
製しては

5 乙は、
関する法
いて、あ